

○松本(剛)委員 民主党は格差是正緊急措置法案というのを策定いたしました。この中には、テーマとしては、おっしゃった中で共有をされているものもあります。法律改正を伴うものというところで、一番上の最低賃金引き上げについてお聞きをさせていただきたいというふうに思っています。

先ほども引用させていただきましたが、やはり日本の最低賃金を引き上げるべきだ、こう経済財政諮問会議メンバーの中もおっしゃっている方がいる。日本では十年間で七%しか上がっていないのに、欧米では三〇から五〇%上がっているではないか、こう御発言をされた方がいらっしやいます。

具体的に、この最低賃金、私どもはやはり全国最低のラインというのを一つ決めるべきではないかというふうな御提言をさせていただいているわけですが、総理としても、この最低賃金引き上げ、どういふイメージを持っておられるのか、せつかくの予算委員会の場ですから、お聞きをしたいと思います。

○柳澤国務大臣 ちよつと具体的な、今国会に出す改正法案の前身、考え方について御説明をさせていただきます。

今国会に提出する改正法案につきましては、地域別最低賃金について、生活保護との整合性も考慮することを明確にする、こういうことを眼目にいたしております。そして、先ほどちよつと松本委員も触れられておりましたけれども、不払いに係る罰金額の上限、これを引き上げるといふこともその担保措置として同時に決めるつもりでおるわけでございます。こうしたことによつて最低賃金制度がセーフティネットとしてより一層適切に機能することになる、このように考えております。

最低賃金の具体的な水準をどう決めるかということ、これは、公労使三者構成の地方最低賃金審議会における、それぞれの地域の実情を踏まえた審議を経て決定される、そういう法的な枠組みになっておりますので、今回の法案が成立した際におきまして、各都道府県の地域最低賃金審議会において、この法改正の趣旨を踏まえて、それに沿った議論が行われて、まずは、現下の雇用経済情勢を踏まえた適切な引き上げ等の措置が講じられるもの、このように考えております。

○松本(剛)委員 米国の選挙でも議論になったように、まさにここは政治の場でありまして、今の仕組みは私もよく理解をしております。しかし、その上でもある程度リードする議論をすることは可能なはずでありまして、具体的にどのようにしていくのかということをやはりここは話をされるべきだと思います。

私たちは、きちんとした生活をしていくためには、目標としては千円という一つの数字を挙げさせていただきましたが、各地の生活をそれぞれ調査をいろいろさせていただいたようなデータを拝見いたしました。まずは、先ほど五〇%という話もありました、三〇から五〇%ということからしても、今の最低が六百十円ですか、そこから考えても、八百という数字を例えば一つは目安にするとか、そういう考えが政治のダイナミズムとしてあつてしかるべきだと思っておりますが、これについての御意見を、厚労大臣そして総理に一言ずつお伺いしたいと思います。

○柳澤国務大臣 私、先ほど、水準の問題としては生活保護との整合性というものを考慮するということとを申し上げましたが、このところの整合性を具体的にどう考えていくかということ、これが非常に私どもの大きなテーマだ、このように考えております。私は、先般予算委員会でも申し上げましたけれども、これによつて最低賃金を上昇する方向で当然考えているんだということも明言をさせていただいたところでございます。

しかし、具体的には、従来、公労使で考えてきたというその三者構成の審議会方式というものを、我々の国は、他の多くの国もそうなんですけれども、そういうことをとってまいりましたので、その枠組みの中で我々としてはある種の指針というふうなものを示すというふうなことでこれに取り組んでまいりたい、このように考えております。

○安倍内閣総理大臣 この最低賃金法については、今後の私たちが目指すべき方向については先ほど厚生労働大臣が答弁をいたしました。いわば、生活保護との整合性をまずこの念頭に置かなければいけないと思っております。そしてその先であります、もちろん我々も、

できれば高くなった方がいい、このように思いますが、しかしそれは、実際の実態にそぐわなければ、かえつて中小企業にとつては経営が成り立たないということになるんだらうと思えます。ですから、これはやはり、全国一律に決めるよりも、地域で決めていく方が柔軟であつて、より現実的になるのではないかと、このように私は思っています。

そして、それと同時に、いわば次の段階としては、先ほど申し上げました成長力底上げ戦略推進円卓会議をつくりまして、ここで、生産性の向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引き上げ方針について政府の合意形成を図つていく、その合意にのつとつて産業政策と雇用政策の一体運用を図り、生産性の向上に見合った最低賃金の引き上げを実現していかなければならないと考えております。

○松本(剛)委員 最低賃金の話ですから、やはり総理たるもの、ここである程度の金額をすばつと言われてもいいのではないかとこのように思っています。(発言する者あり) 少し静かにしていただけないか、小野寺さん。

中小企業の問題というのは私どもも認識をしておりますが、これは柳澤大臣にお聞きをしまして、うか、幾らに上げたらどのぐらいの影響があるかという試算をされたことがありますか。

○柳澤国務大臣 これは今すぐここで持ち合わせしておりませんが、当然、その賃金コストにつきまして、我々は、ある程度水準を想定した場合にどのぐらいの負担になるか、これは試算を当然しております。

○松本(剛)委員 私どもが試算をしたところ、八百円に上げた場合、従業員百人未満の中小企業の賃金増加額というのが、全国で百七十五億円という数字が出てまいりました。大きいと見るか小さいと見るか、また、これを中小企業に対してどう支援をするかということはいろいろな課題があるというふうにも思いますけれども、十分に可能な数字ではないかというふうにも思っております。けれども、試算があるとすれば、その辺も含めて御認識をお聞きしたいと思います。

○柳澤国務大臣 今、具体的な数字を私は持ち合わせていないわけですが、今、八百円と松本委員はおっしゃられましたけれども、このレベルになりますと、アメリカの三段階くらいで今考えておりますが、最初のレベルよりもかなり高いという私印象を今持ちました。八百円はかなり中小企業にとつてはきついレベルだというふうには考えます。

○松本(剛)委員 中小企業に対しては何らかの対応策が必要だということは今申し上げたつもりであります。試算があるということでしたから、ごらんになったことがあるのか。この細かい数字は結構です、印象としてこのぐらいにけるのかというのを、これだけ最低賃金が議論になつていくわけですから、大臣はお持ちではないかなということをお聞きをさせていただいたわけでありまして、これが幾らか幾らかでないかという話ですね。

最低賃金、今までもいろいろ議論がございましたが、本場に現場の審議会では一円刻みで厳格な議論がある意味ではしてきておりますが、今の六百十円という水準から、けたが一上上がるぐらい、二つ上がるぐらいの、やはり百円玉の話に変えていくべきときが来ているのではないかと、このことをお聞きしたかったわけでありまして。

その点に対して、中小企業にはどのぐらいの影響があつて、ではどういふ対策が必要なのかということも考えたときに、我々も、政府ではないんですけれども試算をしてみたのは、やはり影響額がどのぐらいあるのか、そのことがなければ、これが何兆円もかかるということになればどうにもならないわけですね。そこをお聞きしたかったというところでありますが、もうよろしいですか、今のところないということ。

○柳澤国務大臣 抽象論になるので、私が立つには及ばないのかもしれませんが、我々の検討の中では、アメリカの最初のレベルくらいでどうだろうかというふうなことを、ごくごくハイポセティカルというか、仮想の問題として、というのは、今松本委員が仰せのとおり、一円、二円を今まで刻んできた、しかも熾烈な議論が行われてきたというのが実態でございます。そういうものとの関係で何が考えられるか、これは、我々はこれからぎりぎりのところを考へていかなきゃいけないというのが私どもの直面している現実だということ。

○松本(剛)委員 ぜひ、何もかもアメリカ基準ではなくて、日本の生活から見ても、最終的に、本当にそれぞれが健康的でまさに文化的なではないですけれども、暮らしをするには千円が一つの目安ではないかというふうに私どもも御提言をしていますが、生活のぎりぎりということでは八百という数字を、全国のいろいろなデータを拾ってきてお話をさせていただきましたので、ちょっと念頭に置いていただいて、ぜひこれから議論をしていただきたいと思えます。

○吉川春子君 柳澤大臣、このように、その白ダンプの運転手さんの中にはかなりの部分が労働者であると認定するような状況があるんですね。判決は非常に詳しく認定しております。

こういうような人たちが最賃以下の、生活保護基準ももちろん以下、最賃以下の労賃で働かざるを得ない。その人たちが重要な公共事業の原料を運んでいる。こういうことを考えたときに、やはりその生計費、国が決めている生計費以下で働くこれらの人たちについて、やはり最低限の生計費の基準というのをはり保障していくというのが、すべての国民に保障していくというのが、これが法の精神、憲法の精神ではないでしょうか。その辺についての御所見を伺います。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 最低賃金制度は、言うまでもないことですが、労働者について賃金の最低額を保障することによって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、あるいは労働条件の改善を図ることに資することを目的としていたものであると聞いています。

この場合の労働者は、労基法九条の労働者というものとされているわけですが、その判断は、先ほど来申し上げておりますように、個別具体的に判断するしかない、こういうことではないかと聞いています。

したがって、個別具体的な判断の結果、労働者性がないということになる。最低賃金法も適用されないと、こういうことになります。もちろん、労働者性があるということになれば最低賃金法も適用されるわけですが、そのレベルについては、今度の私ども法改正によってその引上げを図っていくわけですが、その際、生計費的な要素の判断基準としては、生活保護の基準との整合性というものをよく考えてこれを引き上げる方向で検討したいと、このように考えているところでございます。

○吉川春子君 さっき国交大臣に激しく迫りましたけれども、頑としてうちは面倒見ないよと、こういうふうにおっしゃったわけですね。そして、今度、労働者性もないよと今度厚労大臣にも冷たくされますと、一体この人たちはどうすればいいんだと、こういうことになるんですよ。

だから、少なくとも生計費、最低限ですね、そういう基準以下で働いている人々については、この精神というものは及ぼさなきゃならないと思うんですけれども、その点については、柳澤大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 労働者性がないということになりますと、労基法も適用にならないし最低賃金法も適用にならないと、こういう法の下で私ども仕事をさせていただいているということでありまして、それを乗り越えて何か実質的に物を考えろと言われましても、私どもなかなかそれは難しいということをおっしゃるを得ないと思えます。

○前川清成君 私は、母子家庭のお母さんたちが働いても働いても豊かになれないのは、一つには最低賃金制度の問題があると思っています。

奈良県の最低賃金は一時間六百五十六円です。八時間働いて一日五千二百四十八円、週四十時間働いて月額十万四千九百六十円にしかなりません。フルタイムで働いて十万円少しなんです。これでは生活はできません。しかし、例えばですけれども、奈良市で三十歳のお母さん、九歳、四歳の二人の子供を持つ家庭が生活保護を受けられま

すと、生活保護の給付額は十九万四千四百四十円、およそ二倍になっています。

この最低賃金制度の問題があるというふうに、大臣、お考えになりませんかでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 生活保護は、今委員がおっしゃられるように、すぐに生活保護という生活保護のその費用がその生活保護世帯、対象世帯に支給されるというふうにお思いになる方、まあ美に多いんですけれども、これはあくまで生活保護基準額なんです。基準額でございます。したがって、常にそうですけれども、実際の収入がある場合もあります。生活保護基準額と収入額との差額が現実に支給されると、こういう制度でございますので、その点はまず踏まえて御議論をいただく必要があるだろうと、このように思います。

それから、最低賃金額との比較でございますけれども、これはまた今の生活保護世帯の、そういう角度からの話ではなくて、いろいろ生活の基盤があるない、それはいろいろありましようけれども、そういうことを土台にして働きの出掛けているときの最低賃金ということでございますので、それを短絡的に結び付けて御議論をされるというのはいかがかと、いろんなケース・バイ・ケースの判断ということもありましようけれども、少し飛躍があるのではないかと、このように考えます。

○委員長(尾辻秀久君) 時間が来ております。前川清成君。

○前川清成君 はい。時間が参りましたのでこれで終わりますが、健康で文化的な最低限度の生活憲法二十五条が保障しています。これを具体化したのが生活保護なんです。最低賃金で働いたら、その健康で文化的な最低限度の生活の半分という現実を、大臣、是非是非お認めいただいで議論していただきたいと思えます。

これで終わります。ありがとうございました。

○小林正夫君

もう一つ、最低賃金の話をしたいと思います。これは、私は、これだけ非正規雇用が多くなって、時間給で働いている人たちも自分たちの生活のための生計費、このようになっていっている人が非常に多いんだと思うんですね。十八歳の単身という人じゃなくて、やはりこの最低賃金は労働者とその家族の生計費、これをベースに置いて考える時代に来ているんだと思うんですね。

これが、実は表がありますけれども、日本の最低賃金というのは、ここに書きましたけれども、大変、アメリカ、フランス、イギリスと比べて低いです。アメリカはこれから、日本が一〇〇とするならば一四五の位置まで上げようということが既に決まっておりますから、これを見ていただいただけでも本当に最低賃金というのが低いのが分かると思います。

そこで、総理は成長力底上げ戦略、こういう施策を打ち出していますけれども、私は、最低賃金をこぞ底上げしないと、働いても働いても生活保護以下にとどまってしまう。仮にですよ、仮に一時千円として年間二千時間働いたとしても、その方の年収というのは二百万ですよ。総理は、日本の最低賃金は幾らぐらいが適当だと思いでしょか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 最低賃金について申し上げれば、近年、最低賃金制度が言わば生活保護と比べてもある意味セーフティネットとしての機能を十分に果たしていないと、こういう観点から見直しを行うことにいたしましたわけでございます。

そしてさらに、我々としては、この成長力底上げ戦略を進めていくことよって、将来、中小企業等々においても生産性を引き上げていくという中において、当然それに倣ってこの最低賃金も上がっていくような仕組みをつくっていききたいという中において、円卓会議をつくって、その議論を各地域における最低賃金の審議会における議論のこれは正にベースにしていきたいと、このように考えているところでございます。

○白浜一良君 特に北朝鮮以外の四か国ともしっかりと連携取って着実な前進をお願い申し上げたいと、このように思います。

今日のテーマでございますが、今もございませぬけれども、話題がございましたけれども、グローバルが進み過ぎて日本の雇用の実態にも大変ひずみが出てきていると、もうこれは当然でございます。まして、そこで、この国会で先日、労働三法が改正、閣議決定されたということでございまして、今も民主党の立場で批判的な御意見もございませぬけれども、私はまあ一歩前進と、時間外労働の割増し賃金も一歩前進でございますし、最低賃金も一歩前進と私どもはそのように受け止めておるわけでございまして、特に、総理もおっしゃっておりますけれども、最賃法によりまして、県民所得と違いますから、一番高いのは東京が時間給で七百十九円と、低いのが青森、沖縄、岩手でございますが、都道府県によりましては生活保護のレベルよりも低いと、先ほど総理もおっしゃってございました。それじゃもうまじめに働こうという意欲をなくするわけで、そういうレベルだということがむしろ問題であるわけで今回法改正するんだということでございますが、そういう現状に対して総理はどのようにお考えですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 今回、私も、最低賃金のこの仕組みが言わば生活保護と比べても、今委員がおっしゃったように、バランスを欠いている状況になっておりますから、それをまずいち早く是正をしていかなければならないと、こう考えているところでございます。

このため、今回に提出をいたしました改正法案においては、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するように、地域別最低賃金について生活保護との整合性も考慮することを法文上明確にしたところでございます。

今回の法案が成立した際には、各都道府県の地方最低賃金審議会において法改正の趣旨に沿った議論が行われ、その結果に沿って現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引上げ等の措置を講ずることとしておるわけでございます。

そしてさらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引上げ方針について、政務使の合意形成を図り、その合意を踏まえて生産性の向上に見合った引上げを実現したいと考えております。

まずは、生活保護以上にしていこうという改正を視野に入れて検討していく、そしてその上さらに、成長力底上げ戦略を進めていく中において、生産性、中小企業も、労働者の生産性も上がっていく中において、それを考えながら、そしてこの最低賃金も上がっていくという仕組み、言わば二段階への仕組みでこれは最低賃金を上げていきたいと、このように思っております。

○白浜一良君 それで、柳澤大臣にお伺いしたいんですけど、いわゆる今総理からもお話ございました生活保護に係る施策との整合性に配慮すると、この文言が法律に入っているわけでございませぬが、これが、まあ上がった見方だと思っておりますが、いわゆる生活保護の方は下げるんじゃないかと、今の最賃はレベルにしてですね、そういうふうがった見方もございまして、この辺に対するしっかりとした見解を述べておいていただきたいと思っております。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 最低賃金は、労働者の生計費、それから労働者の他の労働者の賃金との比較考量、それから通常の事業の賃金支払能力、この三要素を考慮して決定するものというふうになっております。

今回の私どもも提案している改正法案につきましても、この労働者の生計費というところにつきましても、生活保護との整合性に配慮すると、こういうことを考えていると、こういうふうでございます。そもそも私考えますときに、この最低賃金制というのは非常に、雇用の形態が一定であれば、それはまたそれで一つの役割をもう当然果たしてきたわけですけれども、雇用形態が多様化する中で最低賃金制度というものの重要性というものが私は増してきていると、そういう形で変化をしてきていると、そういうふうにとらえなければならぬというふうに考えているわけでございます。

そういう観点で、今回、まず第一歩として生活保護との関係というものを打ち出しまして、これを法文上明確にしたわけでありませぬが、今、白浜委員がおっしゃったような、生活保護を逆に減らして、それよりは上だからこれでいいんだなどというふうな、そういう考え方のほうは全く今初めてお聞きしたようなことで、率直にございませぬ。ないのみならず、生活保護に係る施策との整合性に配慮するということは、最低賃金を生活保護を下回らない水準にするということをしるははつきりさせたということでございます。私どもとしては今回のこの法文上の趣旨に沿って、現実の最低賃金をこれを引き上げるといふ方向で検討しているということにはございませぬ。

○白浜一良君 これ大臣、具体的なレベルとか目標値とかそんなのはあるんですかね。

○国務大臣(柳澤伯夫君) これは、やはり私どもとしてはこの法律が決まりました、成立した後でまたこの三者構成の審議会の議論を中央、地方ともに行っていくということでございます。したがって、今ここで私が何か一つのレベルについて申し上げるといふようなそういう状況にはないということを是非御理解賜りたいと思っております。

○白浜一良君 それで総理に聞きたいんですけど、当然働いている側から見れば、もうそれは給与は高いにいたしましたことないです、それは当たり前でございますし、もうけている企業は当然従業員に給与として還元すべきだと、これもまた当たり前な話なんですけれども。

一応、千円というお話がございませぬが、これ、今のレベルから見れば、東京で比べて四割以上上、青森とか沖縄のレベルから見ると六割以上上ですね。これが高いか低いかわからない議論はあるのかと思ひますが、少なくとも、読売新聞の社説の論評見ますと、理想論過ぎるのではないかと、こういうふうにごいませぬ。それから朝日新聞の社説には、雇用するのは、もうかつて大企業はいいですが、大半の雇用は中小企業なんです、中小企業の皆さんの反発を招くのではないかと、こういう論評をしているんですが、そういう一つの全体の受け止め方に関して所感をいただきたいと思ひますが。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この最低賃金制度を決めていくということは、正に労働者の皆さんが最低限の給与を確保して生活が維持できるようにしていくためでございますが、しかし、その中で言わばある種の理想論的に高い最低賃金の水準を設定をいたしますと、それは当然コスト、言わば労働コストを大幅に引き上げることになります。経営環境を圧迫していることになると。そういう中で、それに対応し得る企業はいいわけでありませぬが、中小零細にとつては、そうなりましてらむしろ雇用の数を減らさなければいけないということになってしまふわけでございませぬ。また、そもそもこの海外と競争している中においては仕事自体が成り立たなくなるといふ危険性もあるわけでありませぬ。そういう意味におきましては、現実的な額ということを常に我々念頭に置かなければならないと思ひます。例えば、千円一律というふうな考え方は、私は非現実的ではないかと、このように思っております。

○福島みずほ君

次に、最低賃金法案についてお聞きをいたします。今、年収三百万円以下の割合、世帯が四割というさまざまな事態になっております。今回、国会で最低賃金法の改正が審議をされますが、十分に具体的実効性のあるものとして機能するものかどうかというふうに疑問を感じます。中央の審議会で一定の目安を提示し、それに基づき地方の審議会が議論するとしていますけれども、もっと全国的に引き上げるプロセスを策定できないか。これは野党も、それから連合も全労連も、例えばどんな人もどこで働いても最低時給千円以上ということ、やはりワーキングプアと言われる人をなくすべきだという主張では一致をしております。もう少し最低賃金、外国に比べて日本は低いのですから、これを上げるということについていかがでしょうか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 今、福島委員の方から全国どこでも一律に時給千円という最低賃金を設定したらどうかと、こういうお話でございますけれども、これはやっぱり現実の経済を考えて私ども取り組ませていただかざるを得ないということ、そういう観点からすると、これは総理も度々予算委員会でも申し上げておりますけれども、いかにそれは非現実的であるということでございます。

私どもが今回考えておりますのは、今もう委員がおっしゃられたとおり、法律が制定されました際には中央最低賃金審議会から引上げ額の目安を提示すると、こういうことを考えております。そして、各都道府県の地方最低賃金審議会において、この目安を参考にしつつ、また地域の実情等も踏まえた上で審議が行われ、その結果として現下の雇用経済情勢を踏まえた適切なそれぞれの地方の賃上げが行われると、こういうことを想定しているわけでございます。

そして、その引上げの場合に、今考えておりますのは、生活保護との整合性も考慮するということを賃金の、最低賃金の生計費の部分について考えておりまして、このことを明確にすることを法律の上で明らかにしておりますが、そういうことを先ほど言った目安を提示するときには十分勘案して私どもとしてはこの引上げを実現したいと、このように考えているところでございます。

○福島みずほ君 地方や中小企業に関しては、私は経過規定を設けるというのでも構わないと思えます。なぜ中小企業が厳しいと言われるかといえば、例えば大企業から下請で下りてくる際にダンピングが行われたり、コスト削減で厳しくたたかれるという現状が確かにあります。しかし、それはむしろ公契約法や公契約条例といった形で中小企業における労働条件も保護するというようなことも厚生労働省としては是非やっていただきたい。そういうことを、中小企業自身を応援すること、どこで働いても時給千円以上、二千時間働いても年収三百万円なわけですね、ですからどこで働いても時給千円以上は保障していくと、それに向かつて厚生労働省は努力をしていただきたいというのを強く申し上げたいというふうに思います。

○岡崎トミ子

私たち民主党は、格差是正のために、通常の労働者とパート労働者の均等待遇、長時間労働の是正、中小企業への支援の充実を図るとともに、最低賃金を少なくともフルタイムで働けば十分に生活できるレベルまで引き上げる必要があると考えます。

この点について、政府提出の最低賃金法改正案では、地域別最低賃金の労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとなっておりますが、生活保護に係る施策とは何を指し、最低賃金はそれをどの程度超える額に設定し、その結果として幾つの都道府県で何円程度最低賃金が上がるのか、総理大臣に明確な答弁を求めます。

○内閣総理大臣(安倍晋三)

最低賃金法の改正についてのお尋ねがありました。

今国会に提出をした最低賃金法の改正法案においては、地域別最低賃金について、生活保護に係る施策との整合性に配慮することを法文上明確にしているところであります。この生活保護に係る施策とは、国民に最低限度の生活を保障することを目的とする生活保護法に基づいて行われる施策であります。

また、地域別最低賃金の水準については、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであり、現段階で具体的な金額に言及することは適当ではありません。いずれにせよ、今回の法案が成立した際には、各都道府県の審議会において法改正の趣旨に沿った議論が行われ、その結果に沿って、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引上げ等の措置を講ずることとしております。

さらに、それに加え、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引上げ方針について政労使の合意形成を図り、その合意を踏まえ、生産性の向上に見合った引上げを実現したいと考えております。



○辻泰弘君

それからもう一点、最低賃金についても余計なことを言っているわけでございます。不用意に最低賃金を引き上げることは、労働者に失業をもたらす生活をかえって困窮させることにつながるというように今まで言っているわけですね。そしてまた、そもそも労働者の権利を強めればその労働者の保護が図られるという考え方は誤っている。そこまで明言しておつて、じゃ、どうやったら労働者の保護が図られるというふうに考えるのかというのがよく分からないままで、その部分だけ押してきているという、学者が作られたとしては非常にへんはな論理だと思えますけれども。いずれにいたしましても、安倍総理も最低賃金について引上げを実現していきたいと、このようにおっしゃっている中において、この部分にも、やはり政府の今は取組姿勢と全く背馳する考え方になっていくんじゃないかと思うんですけれども、この点については大臣、どうお考えですか。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 私どももいたしましては、今回、最低賃金の要素である生計費の問題につきまして、生活保護との整合性を考慮するということをご新しい改正法案で御提案させていただいておるところでございます。

それから、私どもの方だけではなくて、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきましても、中長期的な引上げ方針というものを念頭に生産性の向上を考慮した仕組みの中で政労使の合意形成を図っていくこと、こういうような動きも現にあるわけでございます。したがって、中長期的にも日本の最低賃金を引き上げていくという方向については、内閣の全体の考え方の中で、そういうものをしっかりと受け止められるような環境整備も政策的に努力をするということと相まってこの方向を進んでいくこと、こういうふうに考えているわけでございます。

そういう中で、それはまあこの言い方そのものが何か経済論的に誤りかと言われれば、それはこのとおりのことが起こればそうだろうと、こういうことになりましたが、政府全体が、先ほども言ったように、そういう方向、最低賃金を引き上げようという方向で、その環境整備をどうやってしていくかという政策的な検討をしているさなかに、分かり切ったこととは言いません、そういう努力を全くしないことを、あるいはその効果が上がらないことを前提にした議論をするということも適切を欠くなど、こういうふうに思っております。

○櫻井充君 もういいです。

大臣、こんなやり方でいいんですか。つまり、いろんな場面でいろんな議論をするのはいいんだという多分答弁になるのかもしれないんですが、こんなことやっついて本当にいいんですか。つまり、厚生労働省の中には、厚生労働省の中できちんと労働政策審議会というのがあるんで、そこでいろんな代表者が出て議論をしているんでしよう。これはちゃんと代表者を集めて議論しているんでしよう。何でこんなものでやらせなきゃいけないんですか。こんなの税金の無駄遣いですよ、僕から言わせれば。そういうことをまずやめさせることから始めないとどうしようもないんじゃないですか。厚生労働大臣として、厚生労働大臣としてどう思われますか、こういうこと。

○国務大臣(柳澤伯夫君) 規制改革というものが、私の記憶するところでは、日本の経済がバブルが崩壊して非常に不況になったときに、財政も相当傷んでしまったので、これ以上、財政政策で財政の出動を期待するというのができなくなりました。そのときに、規制、当時は緩和と言っておりまして、規制緩和ということでもって供給側の対策をすることによって日本経済をもっと正常に戻していくということが企図されました。

当時、行政改革の一環という位置付けもあったんですけれども、むしろそうしたことで、規制改革というのは経済政策として位置付けられるというようなことが行われました。それがずっとここ十年以上にわたって非常に、依然として同じようなトーンで追求をされていると、こういうことでございます。

そういうようなことで、規制改革というものについては依然として大きな日本の経済政策的な側面から効果が期待されるということで推進をされているということですが、それはどういうシーンでもってやられているかという、今ある内閣府から説明がありましたように、規制改革会議ということで行われているということでございます。それが、最低賃金というようなことについて、これも規制といえは規制かもしれませんが、これも規制をするということとはちよつとどういふことかしたらんと、私も若干いふかりの気持ちもありますけれども、とにかくそういう位置付けの下で何か発言をしたということでございます。

もとより、それは、そういうことを意見として言うということですから、意見を封じるわけにはいかないということ、私どももそういうことの発表があったということを実際として受け止めざるを得ないわけですが、午前中の審議でも申し上げましたように、その最低賃金については私ども、現に最低賃金の改正案を国会に提出をいたしておりますし、また、中長期的には、内閣そのものに置かれている底上げ戦略の方でも中長期的にこれを引上げの方向で考え、そしてそれを現実を受け止め、実現できるように生産性を向上していくと、こういう観点からいろんな政策が議論されていくと、

そういうようなときに、分かり切った経済論を、何か最低賃金を上げれば、それを踏えない企業はつぶれて雇用が維持できなくなるという、まるで、何と申しますか、何とも言い難い当たり前のことを何でこの様に言わなきゃならないかというのを考えまして、私は誠に不適切な意見表明であるということを申し上げた次第です。